

上田委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、6月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 6月定例会の日程及び運営について
(1) 知事提出予定議案及び議会への報告事項

ア 知事提出予定議案

上田委員長 初めに、6月定例会の日程及び運営についてである。
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明願う。

(永淵総務部長、説明) ・閉会日に提出議案の追加がある予定

上田委員長 何か質問はないか。

(なし)

イ 議会への報告事項

上田委員長 次に、議会への報告事項についてである。
 まず、損害賠償の額の決定に関する専決処分について、例年のとおり、この6月定例会の議運で前年度の状況の報告がある。
 総務部長、どうぞ。

永淵総務部長 「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分（損害賠償の額の決定）について」という資料を御覧いただきたい。

毎議会、損害賠償額の決定について専決処分報告をさせていただいているが、そのうち前年度1年間の交通事故の状況等を取りまとめ、毎年6月議会定例会前の議会運営委員会において報告をしている。

表の左側の区分のうち、「ア 県が所有し、又は管理する自動車等による事故」が交通事故に関するものであり、その行の右端を御覧いただくと、交通事故に係る専決処分の件数、昨年度報告した分は42件となっている。さらに、県側の過失割合によって、a、b、cの3段階に区分していて、令和7年度に報告した42件のうち、aの過失割合100%が28件、約67%となっており、全体の多くを占めている。過失割合100%の事故は不注意によるものが多く、職員が緊張感を持って運転することにより未然に防ぐことができるものが大半と考えている。

こうした状況を踏まえて、職員への注意喚起を強化し、事故防止に努めているところである。具体的には、知事部局では事故防止対策として、新たに公用車を購入した場合や、車検の際などにリアコーナースensorを取り付けるなどの対策を進めている。また、新規購入車にはバックモニターを装着することとしている。

さらに、令和2年度からはドライブレコーダー映像による動画などを使用した交通事故防止オンライン講習を開催して、併せて各所属においてもこの研修素材を活用した職場内研修を実施するよう周知するなど、事故の発生要因の周知、また事故防止の啓発を行っているところである。

警察においても朝礼やその他の機会を捉えて事故防止の徹底を呼びかけている。

さらに、令和7年度まで本部警務課が担っていた職員に対する交通事故防止教養、

R8.6.19 議会運営委員会

	運転技能訓練等においては、所属単位での意識向上対策強化を目指し、今年度からは各所属において実施をすることとしている。その際に活用する事故防止に関する具体的な事例や留意事項をまとめた教養資料、視聴覚教材は全職員が閲覧可能な県警イントラネットに掲載し、共有している。また安全運転、殉職、受傷事故防止について県警察学校等による専科教養を実施し、専門的な技能、知識を有する人材の育成にも取り組んでいるところである。 今後も、機会を捉えて職員への注意喚起を図るとともに、引き続き講習会を開催することなどにより、知事部局、教育委員会、警察本部において、安全運転に対する意識の向上を図り、交通事故防止を徹底してまいる。 以上である。
上田委員長	何か質問はないか。
はた委員	損害賠償の件数が増加ということだが、金額についてはどの程度増加されたのかということと、過失割合100%の件数が急激に増えているように見えるが、そのことについての分析や見解があれば教えてほしい。
永渕総務部長	今まさに分析を進めている状況である。この要因が何なのかというところの詳細な分析をして、必要な対策を講じてまいろうということで内部で検討している。 金額等詳細はまた後ほど。
上田委員長	それでは、執行部には引き続き原因等を分析し、再発防止に努めるよう要請をしておく。 次に、高知県債権管理条例に基づく債権放棄に関する議会への報告について、総務部長どうぞ。
永渕総務部長	お手元の「非強制徴収債権の放棄について（報告）」という資料を御覧願う。 高知県債権管理条例に基づく債権放棄については、年度末に一括して行い、6月議会で御報告することとなっている。 お手元の資料を開会日に議場配付した上で、それぞれの常任委員会でも債権を所管する各課から説明させていただくこととしている。 また、要配慮個人情報に該当するために、報告様式に債務者の住所・氏名を記載しない債権がある場合には、開会前の議会運営委員会においてそのことを報告させていただいている。今回は、資料案にあるとおり6種類の債権放棄案件があるが、このうち4番の高知県地域改善対策奨学資金貸付金の戻入金に係る債権、5番の高知県地域改善対策奨学資金貸付金に係る債権、及び6番の診療に係る債権については、社会的身分や診療等の情報に係り、債権名称と債務者の住所・氏名を併せて記載することにより、要配慮個人情報を記載する結果となることから、報告書の別紙には住所・氏名を記載しない扱いとしているので、このことを御報告させていただく。 以上である。
上田委員長	何か質問はないか。 (なし)

(2) 会期及び会議日程

上田委員長 次に、1 ページの資料 1、会期及び会議日程についてである。
6 月定例会の日程については、3 月 24 日の議運で予定案としての協議をしている。
会期については、案のとおり、6 月 25 日木曜日開会、7 月 10 日金曜日閉会ということで、会期は 16 日間とし、会議日程については、資料 1 の日程表を御覧いただきたい。
以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

上田委員長 それでは、さよう決する。

(3) 質疑並びに一般質問

ア 質問者（会派）の発言順序

上田委員長 次に、質疑並びに一般質問についてである。
まず、質問者の発言順序であるが、申合せによると、自由民主党 5 名、日本共産党 1 名、県民の会 1 名、公明党 1 名の計 8 名ということである。
今定例会から、代表質問は 1 日 2 人までという申合せになっているので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第 1 日目 6 月 30 日火曜日 自由民主党、日本共産党
第 2 日目 7 月 1 日水曜日 県民の会、公明党
第 3 日目 7 月 2 日木曜日 自由民主党、自由民主党、自由民主党
第 4 日目 7 月 3 日金曜日 自由民主党

の順になろうかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

上田委員長 それでは、さよう決する。

イ 発言者の制限時間等

上田委員長 次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各 1 人については代表質問とし 50 分以内、その他は 40 分以内とし、発言回数については 3 回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

上田委員長 それでは、さよう決する。

ウ 発言者の届出

上田委員長 次に、2 ページの資料 2、発言者の届出についてである。
県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後 5 時となっているので、資料 2 の様式により、本日の午後 5 時まで事務局に提出されるよう、御協力願う。

上田委員長	エ 発言通告書の提出期限 次に、３ページの資料３、発言通告書の提出期限についてである。 申合せでは、質問第１日目の前日の正午となっているので、６月29日月曜日の正午ということで、御異議ないか。 (異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。 なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。
上田委員長	(４)請願書の受理期限 次に、請願書の受理期限についてである。 申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後１時間以内となっているので、７月１日水曜日の本会議終了後１時間以内ということで、御異議ないか。 (異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。
上田委員長	(５)閉会中の常任委員会委員長報告 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。 今回は、委員長報告を行いたいとの申出がなかったので、報告する。
上田委員長	(６)新任の説明員の紹介 次に、４ページの資料４、新任の説明員の紹介についてである。 新たに就任された説明員の紹介を、慣例により、開会日の議長の諸般の報告の後に行うこととしたいが、いかがか。 (異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。
上田委員長	(７)議場への現物の持ち込み 次に、質問に際し、議場への現物の持ち込みについてである。 このことについて、県民の会から説明願う。 県民の会では、代表質問の岡田竜平議員が質問に関する和紙を持ち込みたいとのことであるので、許可願う。 ただいま、坂本副委員長から岡田竜平議員が質問に際し、議場に現物と和紙を持ち込むことを許可願いたい旨の申し出があった。 この件について、いかがか。 (な し)

R8.6.19 議会運営委員会

- 上田委員長 それでは、岡田竜平議員が議場へ現物を持ち込むことを許可するということで、さよう決する。
次に、共産党から説明願う。
- 細木委員 30日の中根佐知議員の質問の中で動画を撮ったものを流したいということである。プロジェクターとスクリーンの持ち込みである。
動画の内容については、米軍機の嶺北地域の低空飛行訓練の様子である。よろしく願う。
- 上田委員長 ただいま、細木委員から中根佐知議員の一般質問の際にスクリーン、プロジェクターを持ち込みたいとの御発言があった。
この件については、一般質問を行うに当たり使用することを議会運営委員会に申し出た電子機器は、持ち込みが認められるとの申合せがあるので、御了承願う。

2. 議員派遣について

(1) パラグアイ県人会創立 50 周年及び日本人移住 90 周年記念等訪問

- 上田委員長 次に、議員派遣についてである。
6月10日の議運で協議したパラグアイ県人会創立 50 周年及び日本人移住 90 周年記念等訪問の派遣対象者についてである。
このことについては、募集の結果、2名の応募があった。
前回の議運で、議員派遣は2名を限度としていたので、応募のあった久保博道議員、西内隆純議員の計2名を議員派遣の対象とすることにしたいので、御了承願う。
- (了 承)

(2) 女性議員研究交流大会

- 上田委員長 次に、5ページの資料5、女性議員研究交流大会である。
このことについて、事務局に説明をさせる。
- 田中総務課長 5ページに記載のとおり、標記大会について全国都道府県議会議長会より開催案内があった。
次の6ページで、その概要を御説明する。
1、開催趣旨である。本大会は、地方議会ですらに女性が活躍しやすい環境整備につなげるとともに、大会参加を通じて女性議員間の一層の連携を深める目的で、昨年度より開催されている。
2、開催日程であるが、8月25日火曜日の14時から16時40分まで、記載の会場にて開催される。
昨年度と同様、対面とオンライン配信のハイブリット方式で開催され、対面での参加は1都道府県あたり原則3名、オンライン参加は人数制限なしとなっている。また、女性議員の参加を原則としているが、男性議員も参加可能とのことである。
大会の内容は、3、大会日程表に記載のとおり、基調講演やパネルディスカッションが予定されている。
また、別途案内がされるとのことであるが、大会終了後に懇親会も予定されているとのことである。

	本日は、この研究交流大会への対面での参加につき、派遣の対象とするかどうか、派遣する人数を何名とするのか、御決定をお願いしたいと考えている。 また、派遣の対象とすることが決定された場合の申込書を次の7ページに記載している。本日、派遣が決定された場合には、委員会終了後、各会派にお配りさせていただくので、参加を希望される方は、6月25日（木）正午までに事務局に提出をお願いしたいと考えている。 説明は以上である。
上田委員長	それでは、ただいま説明のあった女性議員研究交流大会については派遣の対象とするかどうかを本日決定したいので御協議願う。 御意見をどうぞ。 （な し）
上田委員長	それでは、この件については派遣の対象とすることで決する。
上田委員長	次に、派遣人員については、全国都道府県議会議長会事務局が対面での参加者の上限を1都道府県当たり原則3名としているとのことであるので、3名を限度とすることで、いかがか。 （異議なし）
上田委員長	それでは、さよう決する。 次に、派遣の申し込み、決定についてである。 対面での派遣希望者は、6月25日木曜日正午までに7ページの申込書を事務局まで提出願う。 希望者が3名を超える場合は、その調整を正副委員長に一任願うということで、いかがか。 （異議なし）
上田委員長	それでは、さよう決する。 なお、派遣対象者の決定については、7月3日金曜日の議運でお諮りすることとしたいので御了承願う。 （了 承）
上田委員長	なお、オンラインでの参加を希望する方については、別途事務局が各議員に申し込みの希望の照会を行うとのことであるため、事務局まで申し出るように。
3. 高知県都市計画審議会員の推薦について	
上田委員長	次に、8ページの資料6、高知県都市計画審議会委員の推薦についてである。 都市計画審議会委員については、現在、私上田貢太郎と岡本和也議員が就任しているが、令和8年7月31日で任期が終了するため、今回資料6のとおり、新たに委員の推薦依頼があった。

	委員の任期は、令和 10 年 7 月 31 日までの 2 年間の予定であるが、県議会議員の任期が来年 4 月 29 日までであるので、それまでの就任ということになる。 まず、審議会委員の会派への割り振りについてである。 議運の申合せにより、各種審議会委員の会派への割り振りは、その都度検討することとなっている。 現在の都市計画審議会委員の割り振りは自由民主党と日本共産党からそれぞれ 1 名となっており、これは令和 6 年 6 月 14 日に決定したものであるが、今回の会派への割り振りはいかがでしょうか。
弘田委員	現在と同じ割り振りをお願いします。
はた委員	岡本和也議員を再任をお願いします。
弘田委員	上田貢太郎議員を再任をお願いします。
上田委員長	それでは、私と岡本和也議員の再任ということでよろしいか。 (異議なし)
上田委員長	それでは、この件については、現在と同じ割り振りとし、会派から推薦のあった、私自由民主党上田貢太郎と日本共産党岡本和也議員を委員に推薦するということで、御異議ないか。 (異議なし)
上田委員長	それでは、さよう決する。

4. その他

(1)一括質問の議事運営

上田委員長	次に、その他についてである。 まず、一括質問の議事運営についてである。 このことについて、事務局に説明させる。
飯田議事課長	資料はないが、一括質問の議事運営についてである。 質問 2 日目、7 月 1 日水曜日であるが、この日の午前 11 時から、J アラートの全国一斉情報伝達試験が予定されている。これは、緊急地震速報の受信や情報伝達手段の作動確認を行うもので、全国で実施されるものである。本会議場にも J アラートの放送設備があるので、この放送が流れてしまう。 7 月 1 日は持ち時間 50 分の代表質問となっているので、議長に御相談し、J アラートの放送が審議と重ならないように、代表質問者の 1 回目の質問が終了した後、少し本会議を休憩させていただいて、11 時の放送終了後、速やかに再開して執行部の答弁から継続したいと考えているので、御了承いただきたい。 なお、休憩時間は 10 分前後になると思われるので、一旦控室にお戻りいただき、再開前には事務局からお声かけをし、再開のベルを鳴らすので、議場にお集まりいただくようお願いする。

	説明は、以上である。
上田委員長	何か質問はないか。
	(な し)
上田委員長	それでは、事務局説明のとおりで御了承願う。
	(2)その他
上田委員長	ほかに、その他で何かないか。
	(な し)
上田委員長	それでは、協議事項は以上である。 今回の議運は、特別の事情がなければ、質問最終日の7月3日金曜日の午前9時から開催することとする。 協議事項は、議案の付託等である。 以上で、本日の議会運営委員会を終わる。